

審 査 基 準

令和3年11月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第49条の5
処 分 の 概 要：駐車の許可
原権者（委任先）：警察署長（高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め：山口県道路交通規則第7条（警察署長の行う駐車の許可）
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、駐車の許可を受けようとする場所を管轄する警察署の交通課の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 警察本部交通規制課
備 考：

別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の1から4までのいずれにも該当するときは、許可するものとする。

1 駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

2 駐車する場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

- (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- (2) 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

3 駐車に係る業務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 当該時間制限駐車区間において、道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

4 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- (1) 貨物の積卸しのため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所
- (2) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する訪問介護、訪問入浴介護等のサービスを提供するため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する居宅介護、重度訪問介護等のサービスを提供するため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所
- (4) (2)及び(3)に掲げる車両のほか、医師若しくは歯科医師の往診又は看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が行う療養上の世話若しくは必要な診療の補助のため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所
- (5) (1)から(4)までに掲げる車両以外の車両にあつては、用務先から100メートル以内の場所